

## 第1章 総則

(通則)

**第1条** 武蔵野市（以下「市」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 市を当事者の一方とする売買、貸借、請負その他の契約をいう。
- (2) 契約者 市と契約を締結する相手の者をいう。
- (3) 入札者 契約者となるため入札をする者をいう。
- (4) 契約担当者 別に定めるところにより、市長からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された課長（課長相当職を含む。）、学校長及び園長をいう。
- (5) 公示 武蔵野市報、新聞、掲示その他の方法により公告することをいう。
- (6) GovTech東京 東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現すること（以下「東京電子自治体共同運営」という。）により、市民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図ることを目的とすることに賛同する東京都内の地方公共団体により構成された一般財団法人GovTech東京をいう。
- (7) 資格審査システム 市が行う入札に参加しようとする者の資格の審査に関する事務を、GovTech東京が東京電子自治体共同運営により提供するサービス（以下「サービス」という。）による電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。
- (8) 電子入札システム 市が行う入札及び随意契約に関する事務を、サービスによる電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。
- (9) 電子入札案件 電子入札システムにより処理することとされた契約の案件をいう。

(競争入札参加者の資格)

**第3条** 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、

また同様とする。

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 参加資格

(参加資格)

**第4条** 市長は必要があると認めるときは、工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約について、その種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項その他必要な事項について一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について公示するものとする。

(資格審査等)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その者の資格の審査を行い、当該審査の結果、資格を有すると認める者（以下この条及び第9条において「資格者」という。）について、資格者名簿を作成するものとする。ただし、資格審査システムを使用して資格を審査したときは、資格者名簿の作成に代えて、資格審査システムに資格者に係る情報を登録するものとする。

2 前項の規定により参加者の資格を審査したときは、申請者にその結果を通知するものとする。ただし、資格審査システムを使用して資格を審査したときは、この限りでない。

3 GovTech東京に参加する他の地方公共団体が資格審査システムを使用して行った資格の審査及び資格審査システムへの資格者に係る情報の登録は、第1項ただし書の規定により市長が行ったものとみなす。

(特別に定める参加資格)

**第6条** 一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第4条の規定に基づく資格を有する者の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により、当該入札を行わせることができる。

### 第2節 公示及び入札

(入札の公示)

**第7条** 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日（電子入札案件にあっては、入札期間の末日。以下同じ。）の前日から起算して少なくとも10日前に公示するものとする。

る。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公示する事項)

**第8条** 前条の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書案その他入札に必要な書類を示すべき場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 入札及び開札の場所及び日時（電子入札案件にあっては、入札期間及び開札の日時）
- (6) 電子入札案件である旨（電子入札案件の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要と認める事項

2 前項の場合において、当該一般競争入札が政令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価方式一般競争入札」という。）であるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について公示するものとする。

- (1) 総合評価方式一般競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価方式一般競争入札における落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

3 前2項の公示において、当該公示に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨をあわせて明示するものとする。

(入札保証金)

**第9条** 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 資格者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の納付)

**第10条** 入札者は、前条の入札保証金を、入札の公示において定められた場所、期限及び手続きにしたがい納付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

**第11条** 市長は、第9条第2項第1号の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代る担保)

**第12条** 第9条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債権（以下「金融債」という。）
- (3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行等が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 銀行等に対する定期預金債権
- (6) 銀行等の支払保証

(担保の価値)

**第13条** 前条各号に掲げる担保（以下「代用担保」という。）の価値は、次の各号に掲げる担保について、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異るときは発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行等が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (5) 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 銀行等の支払保証 その保証する金額

(担保提供の方法)

**第14条** 代用担保をもって、入札保証金の代用をしようとする者は当該代用担保を入札の公示において定められた場所、期限及び手続きにしたがい提出しなければならない。

(担保に添付する書類)

**第15条** 第12条第5号の定期預金債権を代用担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定

させ、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

- 2 第12条第1号及び第2号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において当該担保が記名証券であるときは売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(小切手の現金化等)

**第16条** 契約担当者は、第12条第3号の小切手を代用担保として提出があった場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは代用担保の提供を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、第12条第4号の手形を代用担保として提出があった場合において、当該手形が満期となったときについて準用する。

(予定価格の作成)

**第17条** 一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置かななければならない。ただし、当該入札前にその予定価格を公表する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(予定価格の決定方法)

**第18条** 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもつて定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

**第19条** 一般競争入札の申込みをしようとする者は、入札書（電子入札案件にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を入札の公示において定められた事項に従い契約担当者に提出しなければならない。この場合において、電子入札案件にあつては、電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 代理人をもって入札しようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。
- 3 契約担当者は、郵送その他適当と認める方法（電子入札システムによる提出を除く。）により提出された入札書を受領したときは、その日時を記入し押印のうえ、開札時まで未開封のまま保管しなければならない。
- 4 入札書は、1者1通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。  
(入札価格の表示効力等)

**第20条** 一般競争入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあつても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

- 2 総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者は、これを訂正しなければならない。  
(入札の無効)

**第21条** 入札に付した場合において申込者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに、所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの（電子入札案件にあつては、入札書に市長が別に定める方法による記名又は押印に相当する電磁的記録がないもの）
- (5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をしたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(入札無効の理由明示)

**第22条** 入札を無効とする場合においては、政令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ちあつた入札者に対しその面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件において入札を無効とする場合は、電子入札システムにより入札者に対し、当該入札が無効である旨及びその理由を知らせるものとする。  
(入札保証金等の返還)

**第23条** 入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）その他の者に対しては落札者の決

定後これを返還する。

(再度入札に対する入札保証金)

**第24条** 政令第167条の8第4項の規定により、再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金(代用担保を含む。)をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金に対する利息)

**第25条** 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

### 第3節 落札者の決定等

(落札者)

**第26条** 売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、総合評価方式一般競争入札に付する場合においては、落札者決定基準に基づいて価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするものとする。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

**第27条** 政令第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負に関する契約とする。

2 前項の規定による契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者と決定するときは、契約担当者はその理由を記載した書類を作成しなければならない。

(落札の通知)

**第28条** 契約担当者は、開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせなければならない。この場合において、落札者となったものが開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件の開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子入札システムにより入札者に知らせるものとする。

3 前条の規定により落札者を決定したときは、前2項の通知のほか、最低の価格をもって入札をした者で落札者とならなかったものに対し必要な通知をするとともに、その他の入札者に対して

も適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

**第29条** 政令第167条の10第2項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負に関する契約とする。

(最低制限価格の決定方法)

**第30条** 前条に規定する契約について、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造ごとに適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、その最低制限価格を記載した書面を封かんし、第18条の予定価格を記載した書面とともに開札場所におかななければならない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、最低制限価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札経過調書)

**第31条** 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書（当該入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）とともに保存しなければならない。

(再度公示入札の公示期間)

**第32条** 契約担当者は、入札若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、第7条に定める公示の期間を3日まで短縮することができる。

(せり売り)

**第33条** 契約担当者は、せり売りに付そうとするときは、第4条から第18条まで、第23条から第25条まで及び第32条の規定を準用する。

### 第3章 指名競争入札

(参加資格)

**第34条** 指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を具備しなければならない。ただし、売却若しくは貸付けの場合又は市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

(1) 引き続き1年以上その営業を営んでいること。ただし、法人の場合においてその代表者が1年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りでない。

(2) 税目及び税額について市長が指定する国税又は地方税の税額を納付していること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、契約の種類及びその金額に応じて事業の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その基本的事項について公示しなければならない。

3 前項の公示の際、あわせて次条に規定する指名業者登録名簿作成のための申請に関する事項についても公示するものとする。

(資格審査、登録名簿)

**第35条** 市長は、前条の規定に従い、指名競争入札に参加しようとする者の申請があったときは、審査基準に従い業者の審査を行い、当該審査の結果、資格を有すると認める者（以下この条において「資格者」という。）について、指名業者登録名簿を作成するものとする。ただし、資格審査システムを使用して資格を審査したときは、指名業者登録名簿の作成に代えて、資格審査システムに資格者に係る情報を登録するものとする。

2 市長は、前項本文の場合において必要があると認めるとき又は申請者に特別な事情があると認めるときは、前項の手續に準じて、随時に資格の審査を行い、指名業者登録名簿の追加を行うことができる。

3 GovTech東京に参加する他の地方公共団体が資格審査システムを使用して行った資格の審査及び資格審査システムへの資格者に係る情報の登録は、第1項ただし書の規定により市長が行ったものとみなす。

(指名基準)

**第36条** 市長は、契約の公正かつ有利な締結及び履行をはかるため必要があると認めるときは、入札者の指名の基準について別に定めるものとする。

(入札者の指名)

**第37条** 指名競争入札に付するときは、契約の種類及び金額に応じて指名業者登録名簿に登載された者の中から、前条の指名基準に従って、なるべく3者以上指名しなければならない。

(入札事項の通知)

**第38条** 前条の規定により、入札者を決定したときは、第8条に掲げる事項をその入札期日の前日から起算して少なくとも3日前までに当該入札者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

**第39条** 第9条から第31条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

#### 第4章 随意契約

(予定価格の決定)

**第40条** 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第18条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

**第41条** 随意契約によろうとするときは、契約条項、その他見積に必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書(電子入札案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を徴さなければならない。

(見積書の徴取の省略)

**第42条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人等(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する公益法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物を購入するとき。
- (3) 見積書を徴取できない特別の事由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか見積書を必要としないものと認められるとき。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

**第42条の2** 政令第167条の2第1項第1号の規定に基づく予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によることができる場合の手続)

**第42条の3** 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 随意契約を締結しようとするときは、契約の内容、相手方の決定方法及び選定基準、申込

方法その他必要な事項を公表すること。

- (2) 随意契約を締結したときは、契約の相手方の氏名又は名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況を公表すること。

## 第5章 契約の締結

(契約書の作成)

**第43条** 契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。次項及び第3項を除き、以下同じ。）を作成しなければならない。

2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるとき、その他必要がある場合は、まずその者に契約書の案2通を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 市長は、契約書の記名押印を完了したときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。

4 市長は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する総務省令で定める措置を講じなければならない。

(契約書の記載事項)

**第44条** 契約書には、当該契約の目的、契約金額、履行期限又は期間及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(契約書作成の省略)

**第45条** 次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事又は製造の請負で1件200万円を超えない随意契約をするとき及びその他の契約で1

件100万円を超えない随意契約をするとき。

- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人等と契約をするとき。
- (5) 災害時等の緊急時において、契約を締結するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書の徴取)

**第46条** 契約担当者は、前条の規定により、契約書の作成を略する場合においても、契約内容を明らかにした請書、公文書その他これに準ずる書面（当該請書、公文書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を徴さなければならない。

(契約保証金)

**第47条** 市長は、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第5条又は第35条に規定する資格者である場合で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体、その他公法人又は公益法人等と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約保証金を納付する必要がないと認めるとき。

(契約保証金に代わる担保等)

**第48条** 第10条から第16条まで及び第25条の規定は契約保証金について準用する。この場合において第10条中「入札者」とあるのは「契約者」と、第11条中「入札保証保険契約に係る保険証券」とあるのは「履行保証保険契約に係る保険証券又は公共工事履行保証契約に係る保証証券」と、第16条第1項中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、それぞれ読み替えるもの

とする。

- 2 契約保証金に代わる担保は、前項で準用する第12条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証による証書の提出をもってこれに代えることができる。

（仮契約）

**第48条の2** 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

- 2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

## 第6章 契約の履行

### 第1節 通則

（前金払）

**第49条** 土木工事、建築工事及び設備工事については、当該工事の請負人に対し、契約金額の4割を超えない範囲内で2億円を限度とし、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量については、当該設計及び調査又は測量の請負人に対し、契約金額の3割を超えない範囲内で5,000万円を限度とし、政令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

- 2 前項の請負人は、同項に規定する前払金を受けようとするときは、当該前払金に係る請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の2割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 4 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

（1）保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。

（2）市との間の工事請負契約が解約されたとき。

（3）前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。

（中間前金払）

**第49条の2** 前条の規定により前金払をした土木工事、建築工事及び設備工事については、当該工事の請負人に対し、契約金額の2割を超えない範囲内で1億円を限度とし、既にした前金払に追

加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、中間前金払について準用する。

（部分払）

**第49条の3** 検査に合格した工事、製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の購入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

（部分払の限度額）

**第50条** 前条の部分払における支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入契約にあつては、その既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、個々に分割できる性質の工事その他の請負契約にかかる完済部分又は市長が特に必要と認めた場合にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

2 第49条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

（持込材料に対する支払）

**第51条** 工期3月をこえる請負契約に係る持込材料に対し、検査に合格したときは、その代価の10分の8以内の支払をすることができる。

2 前項の持込材料の代価は、契約内訳書その他により市長が認定する。

（部分払の回数）

**第52条** 第50条の規定による工事等の既済部分に対する代価支払の回数は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- （1） 契約金額 300万円以上600万円未満 1回
- （2） 契約金額 600万円以上1,000万円未満 2回以内
- （3） 契約金額 1,000万円以上2,000万円未満 3回以内
- （4） 契約金額 2,000万円以上 4回以内

2 前条の持込材料に対する代価の支払回数は、5回以内とする。

## 第2節 監督及び検査

（監督職員の一般的職務）

**第53条** 市長又はその委任を受けた部長（以下「所管部長」という。）又は課長（以下「所管課長」という。）から、監督を命ぜられた職員又は政令第167条の15第4項の規定により監督の委託を受けた者（以下「監督職員」という。）は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づい

て監督を行わなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約者の業務を不当に妨げることをしないようにするとともに監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

**第54条** 監督職員は、監督にあたっては契約担当者と緊密に連絡するとともに、その要求に基づき、又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

- 2 当該施設を管理することとなる所管部長又は所管課長から要求があった場合は、監督職員は、前項に準じてその報告をするものとする。

(検査員の一般的職務)

**第55条** 市長若しくは所管課長から検査を命ぜられた職員又は政令第167条の15第4項の規定に基づき、検査の委託を受けた者（以下「検査員」という。）は、契約についての給付の完了の確認（第49条の3の規定に基づく部分払及び第51条の規定に基づく持込材料に対する支払に係る既済部分又は既納部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて検査を行わなければならない。

- 2 市長は、検査員に事故があるとき、又は件名を限り特別に検査を必要とするときは、検査員以外の職員に臨時に検査を命ずることができる。
- 3 検査員（前項の規定に基づき、検査を命ぜられた職員を含む。以下同じ。）は、請負契約について必要があるときは、当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容について検査を行わなければならない。
- 4 検査員は、前項以外の契約について当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

(検査の一部省略)

**第56条** 契約担当者は、政令第167条の15第3項の規定に基づき、特約により給付の内容が担保されると認められる契約で、購入に係る単価が10万円に満たない物件の供給契約については、数量以外のものの検査を省略することができる。

(資金前渡による契約の履行検査)

**第57条** 資金の前渡を受けて契約するときは、資金前渡を受けた者の属する課の職員に検査をさせることができる。

(監督又は検査の準備調整)

**第58条** 契約担当者は、監督又は検査に必要な関係書類をあらかじめ監督職員又は検査員に交付して、その準備をさせるとともに、その実施について必要な調整をはからなければならない。

(検査命令)

**第59条** 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査命令を出さなければならない。

- (1) 契約者から給付の完了の届出があったとき。
- (2) 契約者から工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分につき、検査の請求があった場合において、その請求を適当と認めるとき。
- (3) 契約を解除しようとする場合において、検査をする必要があると認めるとき。
- (4) 契約担当者が、工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了前において行う性能又は仮組立て状態その他必要事項の確認をするための検査（以下「中間検査」という。）をする必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が検査の執行を必要と認めるとき。

(検査の立会い)

**第60条** 検査員が検査するにあたっては、第69条の職員及び契約者又はその代理人の立会いを求め、検査をしなければならない。この場合において、契約者又はその代理人が立ち会わないときは欠席のまま検査することができる。

(試験)

**第61条** 検査員が検査するにあたり試験を必要とするときは、契約担当者の指定する試験機関の試験を受け、その成績の通知をまち、処置を必要とする場合は、その結果を待って合否の決定をしなければならない。

(理化学の試験)

**第62条** 検査員は、理化学試験を必要とする場合は、関係者立会いのうえ別に定める供試料採取方法によって供試料を採取して完全に封かんし、関係者とともに封印したうえ、速やかに試験依頼のため必要な書類を添えて契約担当者の指定する試験機関に送付しなければならない。

(検査執行不能等の報告)

**第63条** 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約担当者にその事情を報告し、その

指示を受けなければならない。

- (1) 検査執行のできないとき。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号及び第4号から第7号までに該当すると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査について疑義があるとき。

(検査員の兼務禁止)

**第64条** 検査員は、同一契約について監督職員の職務を行ってはならない。

(検査証の作成)

**第65条** 検査員は、検査（中間検査及び契約者がその給付を行うために使用する材料を確認するための検査を除く。）が完了した場合は、直ちに所定の検査証及び検査復命書（以下「検査証等」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第45条及び第57条の規定による場合その他市長が検査証等の作成の必要がないと認める場合は、検査証等の作成を省略することができる。この場合において、検査員は、市長が適当と認める方法でこれに代えなければならない。

(検査証の処理復命)

**第66条** 検査員は、前条第1項の規定により検査証等を作成したときは、検査証を契約者に交付し、検査復命書をもって契約担当者に復命しなければならない。

- 2 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに必要な事項について契約担当者に報告しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

**第67条** 検査員は、検査により不合格と判定した給付の目的物について、手直し、補強又は引換えをさせる必要があると認めるときは、期限を定めて、契約者又はその代理人に手直し、補強又は引換えをさせることができる。

(引き取り又は追納の措置)

**第68条** 検査員は、検査の結果不合格となつたもの又は数量の過不足があるときは、契約者に引き取り又は追納その他適当な処置をさせなければならない。

(立会い)

**第69条** 市長又は所管課長は、検査員の行う検査に、職員を立ち合わせなければならない。

(立会員の意見)

**第70条** 前条の規定による立会員は、検査について意見を述べることができる。

- 2 立会員は、検査について検査員と意見が一致しないとき又は疑義のあるときは、その旨を契約

担当者に報告しなければならない。

(監督及び検査の実施細目)

**第70条の2** 監督及び検査の実施についての細目は、武蔵野市監督及び検査事務要領（平成10年4月1日施行）に定める。

## 第7章 経理

(契約締結の請求)

**第71条** 所管課長は、その所管する事業の執行に関し、契約締結権を有しない売買、貸借、請負その他の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約担当者に請求しなければならない。

(請求期限)

**第72条** 前項の規定による請求は、当該年度の2月末日までとする。ただし、契約担当者が当該年度中に契約の履行が完了すると認めるものについては、この限りでない。

(請求書返戻)

**第73条** 契約担当者は、第71条の規定による請求が前条本文に規定する期日内であっても、年度内に契約の履行完了の見込みがないと認めたものについては、当該請求書に契約締結不能の旨を明記して当該請求をした所管課長（以下「請求者」という。）に返戻しなければならない。

(請求書類の整理)

**第74条** 所管課長は、第71条の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮のうえ、契約の履行の期限又は期間を明示するとともに起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないよう努めなければならない。

(特殊物件の指定)

**第75条** 契約の締結を請求する場合は、特殊の物件で一種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。ただし、その理由が明白なものについては、請求書に記載することができる。

(契約締結の制限)

**第76条** 契約担当者は、第71条の規定による請求があった場合において、請求者から示された金額を超える金額の契約を締結することはできない。

2 契約担当者は、前項に規定する場合において、契約の金額が請求者から示された金額を超えることが予想されるときは、速やかに請求者に対しその旨を通知し、適宜の措置を求めなければならない。

(契約締結の通知)

**第77条** 契約担当者は、前条第1項に規定する場合において、契約を締結したときは、契約決定通知書により請求者に通知しなければならない。

(処理)

**第78条** 所管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて契約担当者に通知しなければならない。

- (1) 契約者から納期又は工期の延長の申出があったとき。
- (2) 市の都合により契約の全部若しくは一部の解除、減価採用その他の内容変更又は履行の中止をする必要があるとき。
- (3) 契約者の契約違反により契約解除の必要があると認めるとき。
- (4) 契約者が契約の履行にあたり政令第167条の4第2項各号に掲げる行為があると認めるとき。
- (5) 監督又は検査について疑義があるとき。

2 契約担当者は、前項の通知を受けその事項について処理したときは、直ちに所管課長にその処理した内容を通知しなければならない。

## 第8章 雑則

(契約解除等の通告)

**第79条** 契約の解除及び保証金の没収は、書面によつてこれを行うものとする。

(帳簿)

**第80条** 契約担当者は、契約事務を処理するため、別に定める帳簿を備え、契約事務に関する一切の事項を記録整理しておかなければならない。

## 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、既に契約締結済の事項については、その契約の履行が完了するときまでは、なお従前の例による。
- 3 武蔵野市工事執行及び財産物件売買貸借並びに労力供給規定（明治45年2月）は、廃止する。

付 則（昭和45年3月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

付 則（昭和45年9月10日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年4月3日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

付 則（昭和50年3月25日規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日規則第7号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年4月28日規則第20号）

この規則は、昭和56年4月30日から施行する。

付 則（昭和56年4月28日規則第21号）

この規則は、昭和56年4月30日から施行する。

付 則（昭和57年10月15日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

付 則（昭和58年3月8日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

付 則（昭和62年10月2日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年3月12日規則第13号）

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第15号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成10年8月27日規則第55号）

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

付 則（平成12年3月21日規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月29日規則第40号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年7月9日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第20号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるとき及び平成20年3月1日前の事実により地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第25号）による改正前の地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

付 則（平成22年4月28日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年9月1日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年6月28日規則第45号）

1 この規則は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に締結する土木工事、建築工事及び設備工事について適用する。

2 改正後の第49条の2の規定は、施行日前に契約を締結し、改正前の第49条第1項の規定により請負人が前払金を受けようとし、又は受けた土木工事、建築工事及び設備工事についても適用する。

付 則（平成24年6月5日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年2月27日規則第5号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第24条及び第63条の改正は、公布の日から施行する。

2 改正後の第49条及び第49条の2の規定は、平成27年4月1日以後に締結する土木工事、建築工事及び設備工事について適用する。

付 則（平成31年3月12日規則第17号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月27日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月10日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**（令和4年12月21日規則第84号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**付 則**（令和6年3月1日規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**付 則**（令和7年9月25日規則第24号）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

2 改正後の第27条、第29条、第42条の2、第45条及び第56条の規定は、この規則の施行の日以後に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成する契約について適用し、同日前に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成した契約については、なお従前の例による。